貞丈雜記

五之上

9
210.09
I521t
W

国立国会図書館　タイトル『貞丈雜記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

210.09 I521.t

伊勢平蔵貞丈先生著述

貞丈雜記 第二帙

東都書林文溪堂發行

貞丈雜記卷之五

裝束之部目録

一素襖之事 廿ヶ条 図
一肩衣之事 四ヶ条
一上下之事 四ヶ条
一大口之事 図
一指貫之事 図
一葛袴之事
一盤領方領之事 図
一狩襖之事 二ヶ条
一半袴之事
一直垂之事 廿二ヶ条 図
一狩衣之事 図并布衣之事
一小袴之事
一水干之事 五ヶ条 図
一長絹之事 二ヶ条 図

2543

国立国会図書館 タイトル『貞丈雜記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

一十徳之事　三ヶ条　図
一脛巾之事　図
一草袴草衣之事
一束帯之事
一掛之事
一出衣之事
一腰紮之事
一端袖之事
一山伏装束之事　二ヶ条　図
一狩装束之事
一四幅袴之事　図
一行縢之事　六ヶ条　図
一女房衆装束之事　図
一衣冠之事
一衣之事
一袙之事
一下袴之事
一繞着之事
一腰當之事
一袖細之事

一傍續之事
一御幘之事　図
一御引直衣之事
一紅梅二品有之事
一穀織之事　図
一浮線綾之事　図
一白襖之事
一熨線綾之事
一練色之事
一壯丹色之事
一裘代之事　三ヶ条　図
一金巾子御冠之事　図
一小口之御袴之事
一綾之文小袋之事
一固文浮文之事
一二重織物之事
一縮線綾之事
一奥綾之事
一練之薗物之事
一蒲萄染之事

国立国会図書館　タイトル『貞丈雜記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

一麹塵之事
一朽葉之事
一平絹羽二重之事
一笹形之事　図
一片色之事
一折糸板引之事
一瑩之事
一紋九之内画事
一一ッ襟之事
一淨衣之事

一海松色之事
一羅之織目之図
一夏冬生糸練糸之事
一一斤染之事
一綾文之事
一引信支之事
一衣紋之始之事
一撥練之事
一當色之事
一褐衣之事

一小袍之事
一入紐之事
一練貫之事
一直綴之事
一鳧高沓之事
一袖括之事
一子持筋之事
一凡裝束着様之事

以上

一指子之事
一細長之事
一武家内衣之事　図
一浅沓之事
一深沓之事
一夜具之直垂之事
一火事裝束之事

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

貞丈雜記卷之五

伊勢貞友
同　千賀春城
門人　岡田光大
校

裝束類之部

一素襖の事襖之字ハ玉篇と云書ハ袍襖と注し云り袍も襖も一類なるゆへ玉篇ハ袍襖と續て云ひるる也袍襖ハ上ハ裝束ハ礼服也此礼服ハ官位ある人ハ續あるを以て袍襖也無位無官の者ハ麻布を以て袍襖と云也素とハのぶるもあり麁相あるを云也襖字の音ハアフ也アフの音轉して

国立国会図書館　タイトル『貞丈雜記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

アラとゝみて和訓の公家の朝服(クゲ フク)とハ朝服とハ朝廷一出仕
ことゝあれる服也朝廷とハ
禁中の袍(ホウ)と云服なり襖(アフ)と云服あり衣服令(エブクリマウ)と云古書ハ文
事也
官の服を袍と云文官とハ學文を本として世を治る政事を專ふ執行ふ事也是ハ縫腋(ホウエキ)の
衣也縫腋とハ両方の脇をぬひ武官の服を襖(アフ)と云武官とハ武道
ぬきあけてあるを云なり此襖の事を後代ハ闕
腋の袍と云本名ハ襖歟
を本として天子を守護する司を云也大將中將
少將左衛門右衛門左兵衛右兵衛の類なり是ハ闕腋(ケツテキ)
の衣也闕腋とハ両方の脇をぬひ
腋の袍と云本名ハ襖歟

素袍(スハウ)とも書き又素襖(スハウ)とも書く襖の字をよくとゝもべく古
書ふ皆襖の字を用ゐる又ゐるよ事ハ又事ハ
あべく書くハ悪くまちがふと書べくすあるとゝもあをとゝ

素袍ト云名目ノ古書ニ見エシハ寛応仁文明ノ比ノ書ニ見ユ上下ト云名目ハ應永ノ比ヨリ見ユ其以前ノ書ニ素袍上下ト云フ見エズ地裏ハ越後布

又モジサイミミ
單也冬ハ麻又ハ
布ヲ用是又單也

ゝも事本也あをひと書てあをひとよむと同ゝ例也素袍
ゝもあゝきまハあゝぎれとも古書ふハあゝ
素襖と書なれなれバそれよ陪ふべゝ
一ものもあふのもの絲よ結る皮をひもとゝもひもとも云也案
ゝ関書よ云ものもあふのひも草の子黒梅(クロムメ)小紋の付る紀伊
國草(クニカハ)紀由十山金仙寺ハ伊勢守貞宗事黒梅を用ひ紫草ハ赤
まのせてハ結まゝき由なるき人ハ結ひて紫色ハ又方極色用の
色ある方何なる紫色ハ悔りゝ 左玄近年あつのひもいハずいハ悔ぬ 當世
見及ハ丹波目結(ノニヒ)目結トハかのこ結を染る形 紋を
新紋を結 あゝを色もふ結をもいさもあるべくハ於又
ゝゝ那も
ひもハひとゝもん也 ゝとゝもんとハ後
一文のひろさゝ 昔より定まる事

国立国会図書館 タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

てゆを今ハ結の外ひろくゆ不可拙也〳〵

一素襖のひもの結ハひもを其中より二つに折て打めし方をとりてまむもびすして右也紙れハ必後ろに結ぶあり形見（ゆろこあとハあ方すろあるゝ）

一陪膳（シヤクハイゼン）などゝ勤る時ハ外ゆをもげゝ結ふ事なる時ハ紙ひもの結ゆをとりて小袖とまあふの事〳〵入て用ゆ事の通りまさに墨也旧記ひとを納ゆとあるハ結ゆ事なり今ハ紙ひもを結ゆを知ぬ人多く紐をゆ〳〵引ぐゝてもゆの糸腰の内〳〵引入て置〳〵也古風を知ぬ故なり

一素襖ハ右とき羽をむもひて紙の上ゆ結ゆをきゝとぢ結

ゆ糸〳〵関書ゆ云きゝとぢハもあふを右ころバゝとぢ事なり

一ひ〳〵ぐゝ今ハそゝいゆて結ゆきゝとぢゆ大ゆ丸〳〵ハ云〳〵糸ゆて結ゆ事ハ儀式なり

一もあふ袴と云ハもあふの下ゆもゝ袴の事也もあふ用〳〵色同紙ゆ事也又もあふ袴ハもあふの事を云ふ事なり

一素襖ゆ事（ヒタヽレ）ハ家の紙のこゝふ限る色〳〵の紙をゆ結ゆ也家の紙ゆ事ハ勿論婚近記ゆもあふもゝの海のゆんハまひ羽ゆ事ゆ君ゆ事ゆ殿〳〵遊上のもあふの紙を云又道照墨草ゆ事ゆ歩義用の事中略紙の事ハ家〳〵の紙ゆ方ゆ大略松竹霍兎ゆ也異〳〵

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

相模の紋あぐいハ不分ハ云〻蜷川記云上下の上下とハもあるべし色ハ
何色とも不分ハ先あきぎうちんむくのゝ山品紙ハ又うゝ歩
ハ大暑あきぎうすハ入道あぐハうちんのを表ハ紋の又
ハ松升霧冠ホを分ハ又家の紋をも分ハ小紋の上下ハ
暑紋すハ小紋の上下とハ大なるハ紋ずハ紋だうゝ近年ちゝハ又法眼書
条〻ゟ云春の出仕衣裳の又中もあふ袴黄色ゟ深て同
の裳頭の物を肩ゟ分る也則柳ゟ裏の上下の又地
を水色ゟ深松を肩ゟ分る也狩衣の上下の又地を元ゟ不
深相の薬又ハ同の季を紋ゟ分る也冬の上下ハ表ゟ本
也又義詮公法条内伝武云歩行兵三百人名家紋分

春成相伝別書云
素襖深色の事
浅黄かちん茶除
梅ゟ梅ホ何も
ゟ〻云〻

たる事歟常歟也云〻又殿中日〻記寛正六年八月廿二日
細川殿馬場ゟおいて犬追物有し又を記しゟる不ゟ貴殿
伊勢守貞親支侯も有ふ地ゟちん越後布ハ紋濃〻あるだうめひめ
ぢけそのとをるふぬひめつけとハ切分紋の又三すあまりの筋一ゟを
又有又武庫伊勢兵庫助貞宗事法馬月毛ハ中もあふ地白地文
ゟひがきをゟちんゟ蔦の葉をこぐれもんゟ元ぎ又
備州伊勢備中守貞藤事法言黒栗毛法もあふ地ゟちんゟ尾長
二ッぬひめ分云〻ぬひめ分とハ今の切分紋の又ゟ右京襖直垂の紋家
の紋すゟ外の紋すゟ分るる流文ゟ条〻ゟ出云
もあふちゟ備のさきぬ袴ゟどの紋の又ゟ事で目ゟ〻ぬが可

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

紋は是又家の紋なれあき外の紋を云　さのみもつききも又大なるも人はするべ
〜房小者（バウコモノ）は人の目は立ぬ物なるゆゑ能はさもとある人は
長刀持ノ者ノ事
さぐめはたらぬがよくは

一世あつの紋はもつめんと云るは紋の間を色てはいろ
どりする事を云正月は年始紋は云もつめんと云色をつ
くて深するをもつめんと申は所禁制すれは只二色をは
ていろくはるて紋は宗五一冊按書に云もつめんは三色はい
ろくするを申は又云草木の葉色に不色どりたるをもつ
めん有申は楽〜少書に云かくまきひもつめんは禁制すて
は色は一陪のもれの時きせるべきなるべき也又云もつめん

紋二つ

とはたとへは三色なれ深る事なれは二色を三色四色は深るは
せるは不苦それは記もつめんなれは記〜さぐいろ〜せる色〜は成
次第古実は云ひもつめんの事也あふもつ面（地色の事）なれ色何れ
紋の事
もは〜三色なれは〜紋一つの事
は三色を一具の間は深るは記もつめんなれは又はさぬ、色
やはら、紋横うもの横、記ともやうきうもんあど一具のうちは
深るは中〜ふ及申は色ち〜の色を三色は取合はて深
るは記はひもつめんなれは但見あどいろ〜こうまぢは又は人
の中間小者あどは法は法は法はおはずは同朋（ドウボウ）あどの事也
不及沙汰は東鑑巻二十二裃文（ヒウモン）水干（スイカン）ニ著ニ紅葉菊花アリ

一　ものあふの深様はこてうすきと云るを寛正五年四月紙河原（クヽンジンノウサンギ）勧進能機会の時は公方様は小袖もあふこてうすきけつこてう也とて第一閑書よかうすきを初めうもんハ法禁制也一度ハ禁の時為せるべきなる也云々こてうすきハ色の意也布の意深也布をかゝ書て手上を糸もてかゝ意て紙を糸をとけバ糸の不ハ白く外ハ紙なるとも今紅をぼりと云ハ一名を意深と云也　殿中日記寛正六年三月四日花見の御成の時を記したる不ハ所様上様各法供元上下裃深也（かゝすきと書ハ誤也）

一　ものき素襖と云物あり第一ものき書云ものきもあふとハ越後布を深さるを中ハ是ハ六月七月各差ハ八月朔日よりあつきものあふすそハ常時ものきすあふハ絵の汚れあゝ入ハ年中めしなる弥安田金仙寺（伊勢守貞宗事のさまひ〳〵云）越後布とハ今のちゝこ也　あつきものあふハ麻の布のものあふを云

一　ものの中あふと云物あり法花古実云ものの中あふの事　殿中ハめ〳〵ひすゝ〳〵のものあふの事ものあふハ不若ハ第一閑書云ものの中も同前なるハ射手殿中ハ差ハハずハこのげなハ射手もあふ鞠あゝよハ用ハつるをれもきとまるる時ハ斟酌たるべき由ハ〳〵云　尚時のものもぢうさぎぬも古まりあり云の法供故実よあり

土佐光茂カ犬追物ノ繪ニスキスアフラノ着タル射手アリ

とり深の袖の部見合へ

一素襖の深袴とり深と云支有真院犬追物記云犬射素襖（アラ）とり深と云色は細筋（ホソスチ）を押せる也ぶり深と云歟

半袴と云〻

一射手あふと云別の名有〻犬追物笠掛（カサカケ）など射る射手者

射手をあふ袖を見とりもちいさ〻をるく犬追物の云るとり

もあふの名と名るき射手あるに人の目を惑を風流（フウリウ）なる也犬追物の時者るを犬射もあふと云笠掛の時

深て者る也犬追物の時者るを犬射もあふと云笠掛の時

ハ笠掛もあふと云もべてハ射手もあふと云也

一小素襖と云ハ別の名有〻上（カミ）ハ常のもあふのめ〻〻て袖

一幅半也下ハ長袴を者ぎ〻て袴の〻けを者〻

まで〻〻程の短き袴を者る事を云也袴を短〻〻

る也今の事袴也深色紋あるハ上を同〻袴なる也笠掛日

記細川澄元云ふれの時て伝得る也蜜猟長大帷子素襖小素

袍以下二日三日初より者もんをとれて也〻をかけ云〻又射手

裝束むのぞき色目〻のけを〻て皆をとく〻今ハ小もの名行（ムカ）

縢（バキ）皆て射る也云〻今ハと永正年中をさして云〻又云小

もあふ人のつねのより袖かちをさるべ〻もの面のもをハ内の名

〻おら〻〻〻けて毛内〻草を廣サ五分〻て〻け入れて

〻る時引ぬ〻て結〻東山年中行事云正月元日今日出（永正六年大館尚氏記也）

仕之面〻著大口直垂走元皆小素袍〻〻

一うちこけ素襖と云ハもあふのもを袴の内〻（金）ぐ羽織を

ものの上下ハ同色同紋なるをうそ〜しくとゝ云上と下とをなる紋を遠くるをもあゝ
なるゆゑと云紋ハ同〜紋なれども上下を遠くるハもあるそうゆゑとゝ云
なり

為ごとく打うけて為るを云世俗なる事也うちかけ肩(カタ)
衣(キヌ)と云も同〜心入打うけもあゝ打かけのたきぬ打かけ為
ゞ〜狼藉なる由条〜少書よろしからう

一法供古実に云もあゝ袴の紋をひとつゝ ひとつみてとハ同〜紋よまるゝ〜ゝ
ゞ一ツ
仕るといふ事 地の色を上下の色を替(カエ)ひてめ〜ひ方もひたゝ略
すてハ有〜

儀式ひ自然ハさいてあどめ〜ひるもひ紋何も略成すてひ
上ハさいみのもあゝ
下ハ老の七袴く 若おさあき方あどハ猶もくるくるくるず

ひ紋ひあるまゝ〜ひ云〜今のつぎ上下とて肩衣と袴
色の遠(チガヒ)くるを用る是より出てるるゝ〜

一舊記(上と下と同〜色同〜紋なれ一対なるを)
ゝ〜ゝ也又恵同〜ゝゝ下の時あどくあるハ皆もあ

ゝのゝ也ゝゝハ肩衣袴を上下とゝゝ(狂又ゝ和〜く書ゝ記す)

一もあゝ引と云ハ古ハ酒宴の時人ゝ盃をさゝて掛為る
もゝのゝをぬぎて盃さ〜ゝゝ人ゝ使のハすをゝひゝめゝもゝるを
云也刀引と云も同〜心入盃をさゝて掛刀をつらハすも古ハ
酒宴の時毎度めゝもゝ〜ゝる舊記ゝ見ゝ

一もあゝぬぎゝ云ハ猿楽(サルガク)ゝ能をさゝるゝ時ゝ何ゝをぬぎて
猿楽ゝゝする事ゝ翌日猿楽ゝの素襖を着ゝる人の
家ゝ持て廻ゝて為同ゝを受ゝもゝ何ゝぬぎの時ゝ何ゝ
斗ぬぎて袴ハ是ゝるまゝ〜ゝて 吾妻ゝ別のゝ襖を為ゝる
ゝ〜是も倫高の時ゝるゝ旧記ゝゝゝゝゝ袖ぬきゝと云ゝ同

国立国会図書館 タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

〻心形の

一きあ〻ハ今後ハ知る物なし孫〻のうぬ物あれども
ハ後世をあらハしおくべきなり七人の知りて孫〻かるぬ
事をも書記して置べきなり也古の人皆後世を知りて
筆記しおきたるゆ今の世の後據(シヤウコ)ある事多きなり
貞丈云素襖と云ハ鎌倉将軍代まてハ其名なし東
国ハ見えず甚(フレ)より已前の世ハ猶見へず京都将軍家
の世ハ元亨古代ハ武家をひて庶人(ショジン)の常服(ジヤウフク)とせり
按るに素襖と武家裁縫(サイホウ)遠ざる不可素襖も本ハ
武家なるを京都将軍の代ハ布(ヌノ)武家の後の

○素襖前

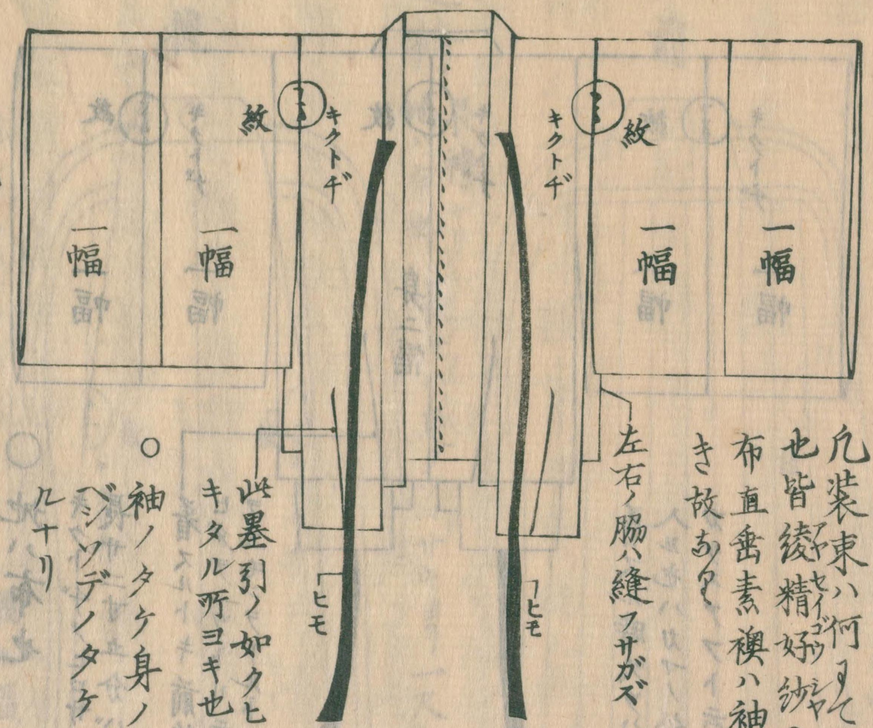

凡装束ハ何すれども袖ハ一幅半の物
也皆綾精好(セイコウ)紗(シヤ)の類ハ幅廣き故也
布直垂素襖ハ袖二幅あり布ハ幅狭
き故なり

左右ノ脇ハ縫フサガズ

此墨引ノ如クヒダヲ一ツトリテ着ベシ
キタル所ヨキ也

紐ノタケ定ナシ大
テイヒザ迄トヾク
ホドナリ
高倉家説肩ヨ
リ膝ロマデノすト
云ヘリ

○袖ノタケ身ノタケ人ノ大小ニヨル
ベシソデノタケ小袖ヨリ大ニ長クス
ルナリ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

○素襖後

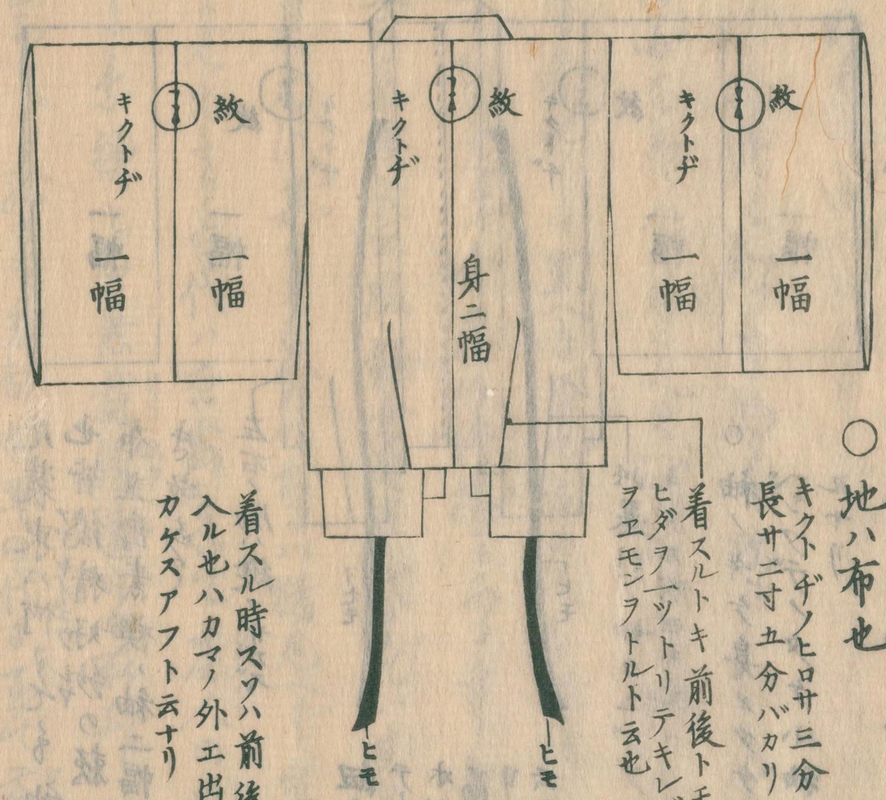

○地ハ布也

キクトヂノヒロサ三分余ホド
長サ二寸五分バカリ

着スルトキ前後トモニ墨引ノゴトク
ヒダヲ一ツトリテキレバ着タル所ヨシ是
ヲエモンヲトルト云也

着スル時スワハ前後共ニ袴ノ内エ
入ル也ハカマノ外エ出シテ着ルヲウチ
カケスアフト云ナリ

○素襖之袴

長袴ナリ
地ハ布也

長サハ足ノツマサキヨリ一尺ホドアマルホド也

前

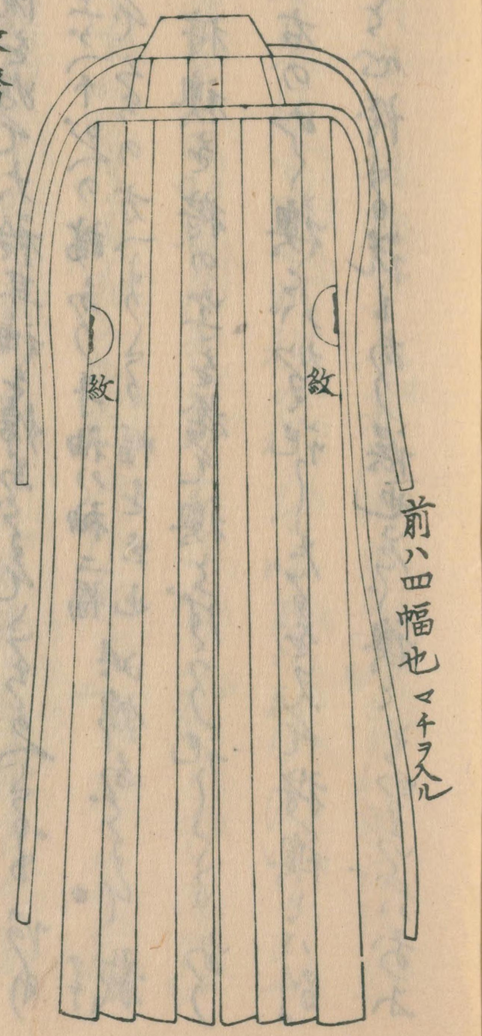

前ハ四幅也マチヲ入ル

後

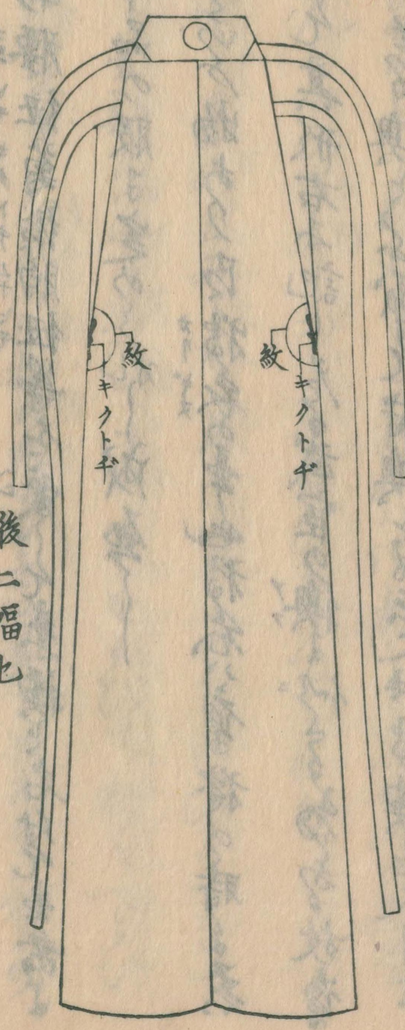

後二幅也

つけ而腰紐菊袋胸紐等を変じて素襖と名付て歩行

まゝ下品の服を定められし成歟

一狩襖（カリアフ）といふ物あり只狩衣（カリギヌ）の事也狩衣ハ貴人の狩の時よ来

る服なれ其形右に記したる武官の襖（アフ）に似たる物なる故貴

狩の時着る襖といふ義なれ狩襖とも云此狩襖を入まよ

ま風流を好て大袷（オホクビ）耳袖（ダミミ）を錦（ニシキ）あるいはこれの

大袷ハ上ぶくの端あり耳袖ハ袖二幅

の内をそ〻の方へすりくるる幅を云也此錦あるいは裁（タチ）

くるる狩襖を狩の字を捨て襖とばかり記したるあり

誤なり右のゆゑ襖とばかり記したるを又て狩襖とハ別

の物也と心得る説もあり誤也たゞ襖とまぎらはしきハ

○正字通ト云字書ニ襖ノ字ノ注ニ裂ノ属ト云書故ニ今以夾衣一為襖ト

アリ夾衣ハアハセ衣ナリ此義ニヨリテ狩衣ニ裏ヲ付タルヲ狩襖ト云説

ソリ此説ワロシ不用之

○桃花薬葉ニ狩襖たゞ襖ともいふと記しあるハ誤也

○名目抄云狩襖隨身等ノ着之舎人牛飼所用又此事也

然而又号狩衣云是狩衣ヲ狩襖ト云ノ證文正説也

○續古事談云昔八諸道ノ博士ナドハ裳束執スル支ナカリケルニヤ

光栄ト云ル陰陽師上東門院御産ノ時アサマシゲナル上ノキヌ又指貫ニヒラグツハキテビンモカヽデ中門ヨリ入テハシガクシノ間ヨリ登リテフトコロヨリ白虫取出シテカウランノヒラゲタニアラく大エビシテコロシケリウヘノキヌノシタニハ布ノ襖ト云物ヲヅキタリケル云〻布ノ襖ハ狩襖也堂上ノ人ノキザルモノナルユヘ布ノ襖トイフモノト記シタルナリ右ノ光栄ト云人モ和泉式部モ一條院ノ御代ノ人也

云〻武官の朝服也古今著聞集巻五和歌之部ニ云和泉式部忍（シノビ）て稲荷へ参けるに田中明神の社頭に詣て時雨の為にいとゞ

ぬれ思ひ乱るゝ田かも蓑のあをとふの袖をとゝのへてきてまい

りて次日武部もとの文にぬれぬれぬれぬれ思ひ乱るゝ田かも蓑の

童の袖をもてまぎらはしきもゝばあれハ何をかとゝいはむ

いとせちにとゝ思ひてさゝおきたるをひろげてこれむ

時雨ぬるいとりの山のもみぢあをゝとのみ思ひなしてきと

書うきもの式部あはれと思ひて返事をよびてわく〻とい

ひてよひ入ぬるとあんこと云〻右の四つの歌ハ布の

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

布の狩襖ある〳〵ある記も有の大うびもさ袖を錦緞あるべる
もある襖ハ賤者ハ着べからず

一襖の袴と古書ふあるハ狩襖の袴を云也まふばち指貫の
袴也狩襖着る時ハ必指貫着る故指貫を襖の袴と云〻
古今著聞集巻六管弦之部 花田のひとえ明衣あをもらあきて
引入烏帽子〳〵る男ちくれ〳〵とせきてるあり云〻是ハ上ハ
うりきぬをきて襖袴きたるを云也 狩袴襖袴同物也 装束拾要抄ニ見タリ

一肩衣の事松永弾正少弼久秀出あふの袖を立て捨てるきぬ
と云物を始る由申傳ハあやまり也肩衣ハ松永よりもる
うの事より始る也鎌倉年中行事ニ強盗殿出陣の出立を
記して金襴の肩衣ニ小袴をめされ〳〵出見うり強盗殿と

風呂記云むちを
ハ公方様ニ云指
ハ也近代ハハ法
住院殿様ニ雄ハ
西成又鞍馬の内
成の時肩衣ハ袴
ハて云指也云〻
右ハ公方様肩衣
袴ハ〳〵ハ証也
去因〳〵ハ云ハ
ハすばず

小笠原兵庫助長秀
記ニ首実検ノ法式ヲ
記シテ母衣ニテモウイ
カケニテモ又肩衣ニテモ其
死骸ノ着タル物ニテ包テ
出ストアリ右ノ長秀ハ
義満公ノ代ノ人也鎌
倉年中行事ヨリモ
ハルカ昔ノ書ニアリ
○蜷川記ニ肩衣袴同
色ニ成トモモメン袴ハ
ヲモテ向ヘ出成ズル
内〻ニテハ着成ヲ〻
モメンハ木綿也
○同記カタ衣ニ裏ヲツ
ケハテ着ルコト表向ハ
着マシクル云〻
○貞順約文書ニ云ウラ
ノ付タルカタ衣ノコトラ
ウセキナルコニル

ハ足利成氏の事也松永より昔の事也松永ハ永禄年中の人也
又是元故実〻云恵林院殿ハ代の事を記して是元世人かさ
きぬまんばのあるを小太刀をもてるれひと着是又松永より始
の事也宗五一冊ニ云条〻ハ書かさぎぬよハいと〻我〻彼を
必付ける常附ハ一向ハ用ひさるべき小袴もさきぬる目
ふ〻ぬ〻ひ〻ひ〻ひ〻ひ〻又〻ちけ肩衣ハ狼藉の由同書
ま〻元〻宗五入道伊勢下總守貞頼の法名也大永八年ニ記〻る
書すて松永ハ〻ハ〻ハ〻

モチ肩衣ノ変法供若
実ニ云モチノスアフフ
殿中ハ召ハシクル肩
衣モ同前又桃川記云
モチノスアフ同カタキヌ
ノ殿中ハ無着ハ是
人ノ由前ニモ同前内
ト云テハ不苦ハ故云ト
○伏見院ノ時亜カキ
シ法盛上人ノ亜傳ニ
侍郎ホト見ニシ者
肩衣二ハロノ袴キタ
ル体見タリ今川了
俊ノ六草紙三袖付
ザル直垂ト云フ見ニ
即肩衣ノ変ヲ云ヒ
ルベシ

四年伊勢備中守貞藤法名當喜の記ニ云て松永ヨリ以来の事也

一肩衣といふ物上古より有也万葉集巻五山上憶良ガ作リシ貧窮問答ノ歌ニ曰風雜雨布流欲乃雨雜雪布流欲波為部母奈久中サフスマヒキカガフリヌノカタギヌアリノゴトゴトキソヘドモ中略麻被引可賀布利布可多衣安里能許等其等伎曽倍騰毛中略綿毛奈伎布可多衣乃美留乃其等和ヒ氣佐賀禮流可々ノヲカタニウチカケ布能尾肩尓打懸下略布可多衣ハ布肩衣也袖ナクテ肩ニバカリカヽルユヘ肩衣ト云古今著聞集ニ下臈ノ着ル手ナシト云フ布着物ト云ヘルモ是也手ナシトハ袖ナキヲ云古ノ肩衣ニハヒダナシ本ハ賤シキ者ノ服ニテ小袖ノ上ニキルモノユヘイツシカ賤者ノ礼服ノ如クニナリ今ノ世ニテハ武家ニテオシ出シタル礼服トナレリ鎌倉ノ成氏出陣ニ金襴ノ肩衣ヲ着セラレシ由鎌倉年中行事ニ見タリ後代ノ陣羽織ハ肩衣ノ変ジタルナリ

一古ハ肩衣ヨリ広き袖三光院内府記ニ云半臂ハ如ニ肩衣ニテ有裏云ヽ公家元束帯ノ装束の下ニ半臂と云装束を着せらるる也半臂の絵居装束図式と云書ニ有也其半臂ハ袖なき物也ゑぎぬなき物ニ古の肩衣ハ襟なきものなりしかるに半臂の形を以て肩衣といひしるる也云歌仙なるべし今の肩衣ハ襟をとるゆへ半臂の形ニ似るなり大ニ違ふる也

一片衣きぬうらきの日記ニ為遠朝臣直衣ニ紅の片衣をきるとゝ云其下の文ニ為遠朝臣直衣紅帷とあり紅帷の二字カタビラとよむ外の書ニ帷を片衣と書る例を見ず故ニ片衣を記し置ク片衣をカタギヌとよまばよるべし

帷（カタビラ）と云ものハ裏（ヒトエ）なして単（ヒトエ）なるものの異名也裏なく片方

大永七年二月十二日ニ水記ニ室町殿ハ出仕供之衆各片衣小袴云ヽ此片衣ト云ハ肩衣也下文ノ片衣ノ事ニハアラズ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

まそひらめく故ゆゑ明びらと云へり

一袴も古よりあり走元故実（ハシリシヨコギツ）恵林院殿（義政）代のるを記しる　は云老元年人物記ぎぬまんばう所ふ小太刀をもてのれひらく又小もあるいふこと旧記ふいふもあるまばうまを着るを小素襖と云へ

一上下（カミシモ）と云事今ハ肩衣袴を云古ハもあふ也袴のるを云古ハ常ゑ素襖ハ小袴を着るる事すあふ也袴のるをバ上下と云也上と下と同〳〵色同〳〵紋して上下一対なるを云へ上と下と色も紋も違たるハもあふ袴といふあり

一今の麻上下の袴の襞（ヒダ）ハもてひだことあひ引の縫（ヌヒ）めれ和もて紋を細〳〵とそれぎりまひだを取もて又よせひだことて惣の紋を其中〳〵細〳〵よせて紋を取るる古風ハあるに近年（正徳享保ノ比ヨリ狩仕出）しるる也古風ハ紋のもぐ惣袴一円〳〵極づるまくばり紋をとる色を今ハもぐ紋。とを〳〵ひだ折と云へり袴の事も限て古風をうしなふなり

一上下（カミシモ）と云名目上古の書ハ見えぬ〳〵ハ古る記應神天皇記曰爾其兄（ノ）曰（ノ）若（イマシ）汝有（スス）得此孃子（ヲトメヲ）者避上下衣服（ミシモコロモノハカリ）量身高而釀麗酒（カミテモタヒノラ）亦山河之物悉備設為守礼豆（ソナヘモウケナサトウレヅクヲ）玖云爾（シカシテ）

一今の長上下と云ふ人物ありゆゆしく肩衣長袴と云べ〳〵長き下（シモ）ハあれども長き上（カミ）ハ未き物形

一紋ぐるれハ仕立やうもあ今のめ〳〵袴ハ長袴也もあふの袴ハ

上下トハ素襖袴ニ直垂ニテモ水干ニテモ何ニテモ上下トノ変ナリ肩衣袴ニカキラヌナリ

○曝川記ニ小紋の上下ハ畏儀なる近年もかりにあり是ハ家の紋又ハ外の紋をもてるを付すして熱地を小紋を除さるもあるの也

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t　ガラス使用

同じく糸腰後腸とも云ふ白練（シロネリ）を用ひ太き糸にて上ざしにする板腰は板を入れ板の上の両ひだを丸くする袖のわは霧（ツユ）有るも云へども菊とぢも組緒也地は紗生絹（シヤセイケン）織ぬ絹也精好（セイコウ）を用ゐ

一直垂は本は地下人無位無官の者の服也堂上の人の着給ふ

ハ木蘭地（モクランジ）赤黒き色也萠黄（モヘギ）紅花（クレナイクチバ）朽葉色外何色にても用ゐ苦

紫萠黄紅は将軍家に用の色なる故平人憚之云々今は

萠黄は不憚云々

一武家云今公家流の直垂を著給ふを見るに直垂のすそを

袴の内へ入きこまずして袴の外へ出して著る細き帯を上より

ひきまはしてひとつ結ぶ是本武の著やう成べしと云ふ也はかけ

ひきまはしとて略儀のきやうなりとぞ云ふ也袴の内へ入きこむは本武家

也袴の内へきこむは本武家

一ひとへ直垂と云は素襖常のひとへ也うへの直垂なる

故まぎらはしきゆゑ単（ヒトヘ）直垂と云べし単直垂をもひたすらに

ばかり云ふ也うへの直垂を記す

単直垂古ヨリアリ公家ニテモ武家ニテモ紋付ル事ハナシ今ノ武家ニテモ紋ツケラレベ

○直垂前

布直垂ハ布ハ幅狹キモノナルユヘ袖ヲ二幅ニスルナリ

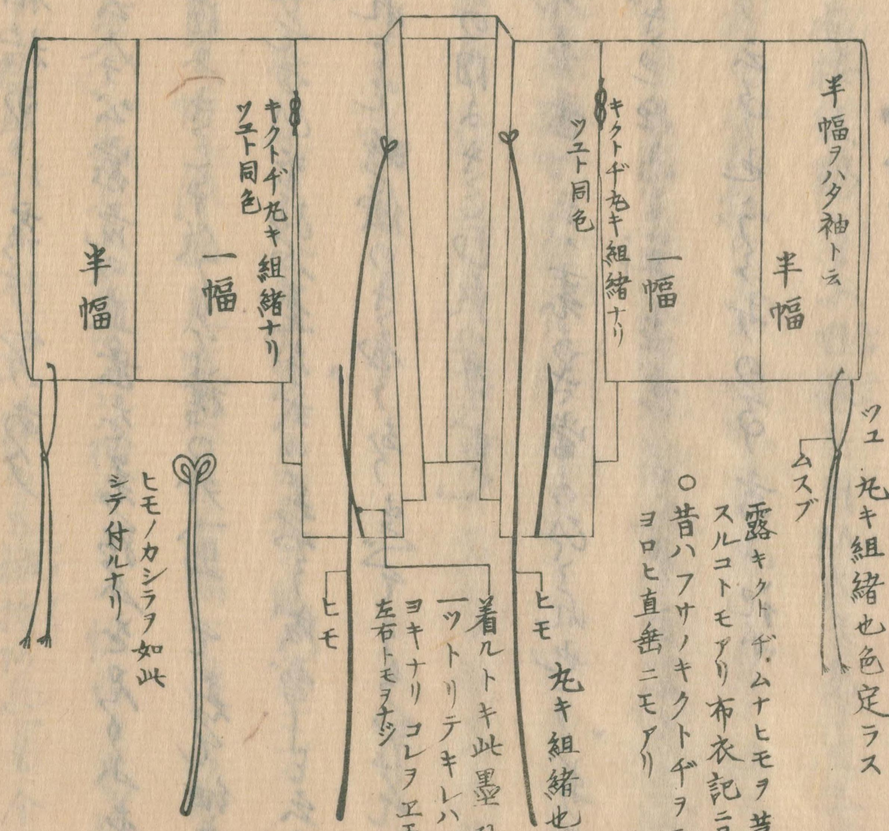

○直垂後

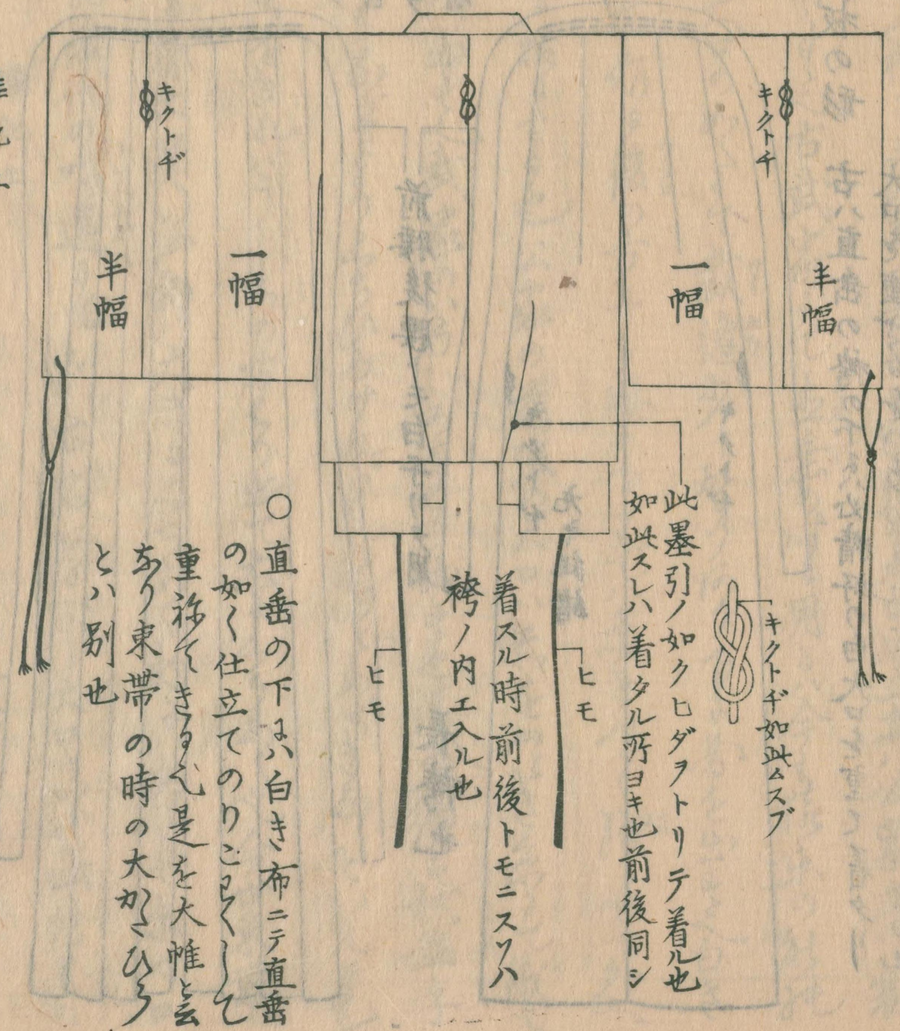

国立国会図書館　タイトル『貞丈雜記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

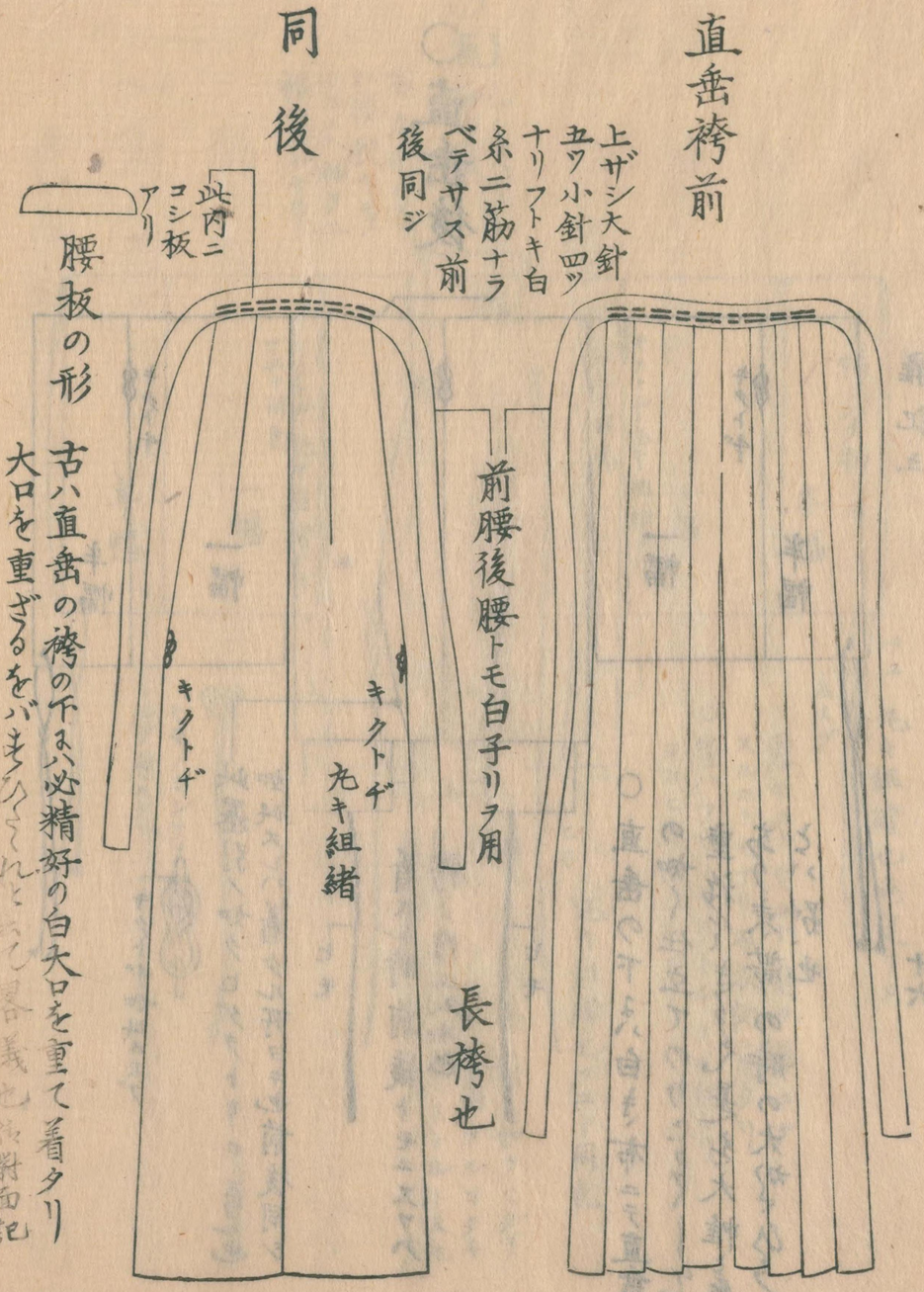

古ハ直垂の袴の下ハ必精好の白大口を重て着タリ
大口を重ざるをバもろくれとゝ云ふ義也 後斜面記

新野問答云元来古ハ四布也前ストクオリテ後糸ホツキ精好ニテ戻仍前張大口名目在之戻コレニ對シテ申戻ハ只今後糸戻夫ノ着用ノ大口ハ後ハリノ大口ニ可申也

○軍中ニ用ル大口ハ精好ニテ作リ四幅也丈ハ其人〻ノ膝口迄トヾカホドセスソロニヒダナシ上ノ紐付ノ中ホド迄ヒダアリ大解丈三尺ホドロハサンマハシニ尺二三寸モ在ヘシ絹ノ廣狹其人〻ニ依テ長短アルヘシアイ引五寸五分ヒダリ

○大口ハうゝろ敬ハ〻さげてきるゝ故いたゝくを大口のもろ扨いのるもあり うゝ〻野ひきゝ〻もゝ〻ハ上下ハをもゝ中ゝどハちと

一大口（オホクチ）といふ袴ハ三品あり赤大口前張（マエバリ）の大口時二ハ公家方の裝束ハ用ゐる古武家ハ直垂（ヒタヽレ）の時ハ用ゐ大口のめくりて裁縫（サイホウ）ハ〻ゝ殆ハ用ゐ時ハ公家の前張の大口ハ前をひきあるゝ織て張ゝ出ゝ武家のハ〻ゝ出ゝ也清少納言枕草子ハ〻ゝ大口をきれハ〻ゝの方もり出て大ようちあゝ之今世東帯の時用る赤大口といふ物ハ大きゝ大ちあゝ物よハあゝ赤大口といふ物後代の唱遠（トヲ）ゝ別古名なゝ大口といふハ此袴の

雑記五　十七

ひろく大口ハうこ折
まり出るゆゑ袴ハ
主のきるゆゑ袴ハ
の糸すてゆゑ
大口のさ〜もゞ〜
廣く出るハこゝろ
と糸くすちまんさう
ゆゑとハ申の
通りく古ハ袴の
ゆたちと云ハ今
あハ引と云ハ
さ〜もゞ〜廣
くゆるハあゝ袴
あハ引の色ゆゑ
おてとゞ〜なる也

はゝ廣を能と申ゞ〜　長サハ足ノカウマテトゞクホド乀或三尺アイ引七寸マチ九寸マチノヒシヒ寸四方前後共ニヒダ口傳アリ但前張ノ大口ハ紐片方ニ附一筋ヲトリ合ムスブ也前ハ尋常ノ精好ニシテ後ハ大精好ニテスル也是武家ニ用ル所也

○大口前

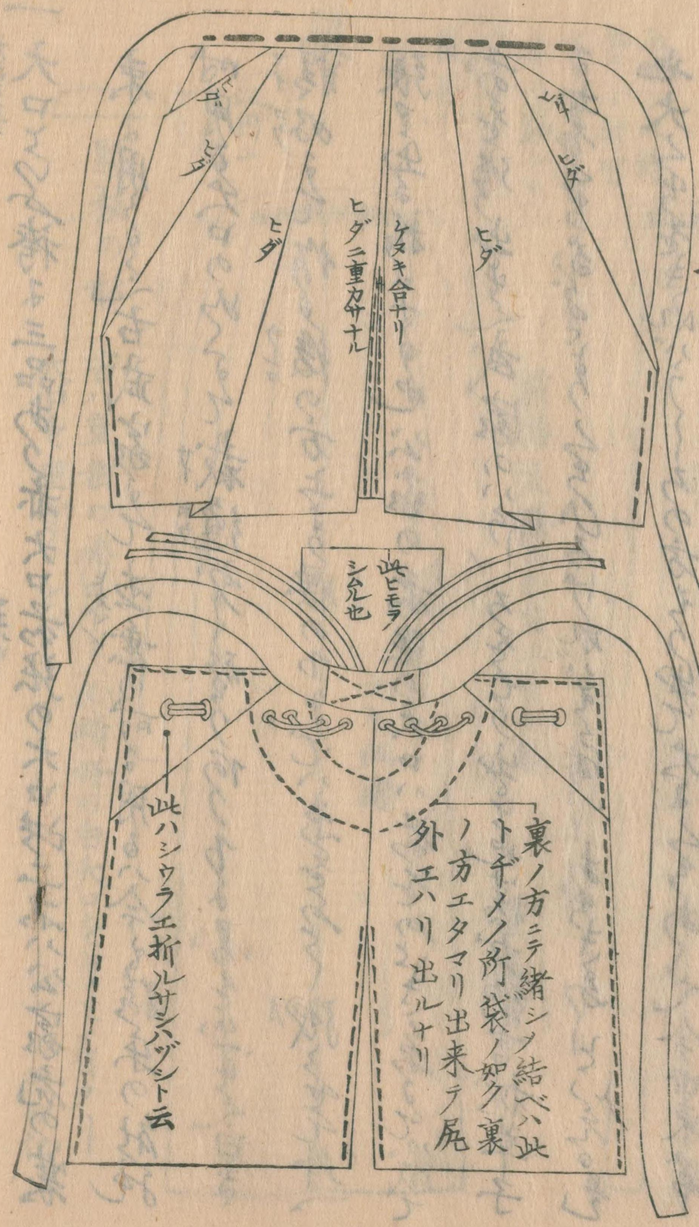

○同後

一古の出垂の着ゆうハ先大口をきて扱大ものびゝを出垂すきて
其て次ハ出垂の下を其るゆゑ条〜ゆゑ出ハ見えゝり今き
大のさ〜〜大口を用るゆゑ〜〜

一題文紗（ケンモンシヤ）の出垂と云題文とハ申をあゝハすとよそめんかゝ
を織る紗して出垂を作りさるゆゑ

一白出垂の条〜問書ハ法祝すゝして白き出垂ハ大かゝ
ゞゝ産〜ゆゑ其ゆゑ見〜〜ゝ正月法祝ハ對面の時公方様

白出垂めされ〜ゆゑ東山殿年中行事ふ元ゝゝ又条〜ゆゑ出ハ
公出垂の時又白直垂ハ食紗を結る時紙（カウ）印ゆゑ記也
菊とゞ木をきる由見元ゝゝ又家五一冊抜出ハ惣別白き

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

丑垂を云ふ是は公方様より元服あゞ一段の出祝ふ
云ふ是は云し紙ひねりハ[illegible]ぜんようの事
一白き丑垂ハ金箔(キンパク)すて紋を付る事者少出ハ祝ハ
よりて大のさびゝハ白きひゝれを付ハ又時よりて箔(ハク)ふ
て我家の紋を付るを事ひ云ゝ貞治六年三月廿九日
中殿ハ會禁中和歌の時ハ金ゝ帯刀(タチハキ)十人将軍ノ時ハ供太刀ヲ帯スル役人也左右ハ番(ツガヒ)て
曳列(エイレツ)も其内左二番ハ伊勢七郎左衛門貞行地白の丑垂ふ
金箔をひて形ゝハ蝶を押(オ)も白太刀を佩と系図の一本可
見元ゝ永享二年七月廿五日義教公大将ハ拜賀(ハイガ)の時
大将ハ拜賀とハ大将ハ
ありあふハ礼を十ゝ事
帯刀十二番(ツガヒ)二行丑垂ハ金銀地箔

を以て紋を押ゝて元服記ゝ白丑垂とハ[illegible]
必白丑垂ゝて[illegible]也
一漆ゝ丑垂ハ金銀箔ゝて紋付ハ事義教公の時元
服記ハ永享二年七月廿五日大将ハ拜賀の時侍所(サムライドコロ)赤松
伊豫守義雅(ヨシマサ)ハ出立(イデタチ)の事を記ゝて僕(ボク)ハ紺(コン)の丑垂ハ銀箔ゝて
文を押ゝ事ありの事ナリ僕トハ家来
一直垂ハ素襖ハ[illegible]元ハ事云ふ事つゝびゝふハ知れざ
れども深ゝ[illegible]ハ[illegible]也素襖の丑垂の事ハ[illegible]
素襖ハ少書ハ[illegible]れの深格公家のめしひとへ丑垂ハ[illegible]
[illegible]元ハ事ハ[illegible]貞正五年紀河原勧進能(クワンジンノウ)桟敷(サンシキ)の

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

図は申樂記にあり袴也初日は黄色二日は浅黄三日は萌黄
とあり扨ずは公家方の裝束は萌黄織物と云るはそれ
は織物の上なぬひ物をもるもとい（是は准（ジュン）し考也）素襖
垂あどのかつら（物と云）深物も地を何色する深しきを上を
割の色まて紋唐草あどを深出（る物）るべし今どんすの
〜あど〜云類も面白き事
一裏（ウラウチ）打の垂と云物あり素〜ゆ書は云うち歩は者であきぎふ
紋をぬひめ付は白く付るどの紋ゆは〜古よりは侍は弾正
判官の人は地を黑く紋は蝶を付れは裏腰あり〜（裏腰とは
素と腰とを云）余の官の人はきべうべ常のうち歩は腰せいごく

裏打の垂武家
まだうう月ひ〜ふは
あ〜は上古は公家も
月ひ〜れ〜し〜壬生
忠見の家集さ
ある人のひさ〜れ元さ
せんとあんちるうう〜を
あんう〜あいこと
ますす「俗古のき
し〜もゆそで右〜ふ
みろなをうちとけ
よう〜はち〜とも
垂のの〜垂の垂は
ふをいそ〜れは上古
は公家ともうらあ
のひ〜れを忘れ
れ〜ふる「〜又垂
垂上古ようあり〜
を初〜壬生左兄
は拾遺集の作也
壬生忠峯の子〜天
暦年中人也

うう垂ぐ〜もきぬあるべ〜うう歩はひ
垂草は垂あふのひもより少廣るべ〜菊とぢ同大ふるる
ふ張〜又云大〜ぐ〜垂歩の時大〜ぐ〜用る時と
ちんを垂べ〜云〜道照愚草〜云うう歩の紋のるは家〜の紋
付は方もは大略松竹鶴亀あどを付は異（イサウ）相ある紋あどは不付
亀はあさぎすは又垂外の色をる亀用は法ひもの付も同
袖の下は三四すつ白をむ垂ぐひさげは大略垂草垂は
一直垂の腰の留は単垂は垂あも同〜るべ道照愚草〜云帯
の留は前腰は結て取扱〜後腰の帯さきの廣きを垂て
留は垂〜ゆ垂〜云腰の留は前るて常のごと〜結てそれを

取よせて後腰のさきをひろげて殘りの腰を結ぶ
〳〵九〳〵に上より下へ二重に成おうひ留べし

此時也 前に成たるのこゝ結とハ前腰の事也結ぶ時立結ふ
前腰の紐の事上より下へ引通し〳〵に成也 御成敗古実に云公家の法方不
ハ只むすびるばかりにて法置武家ハいかものごとく
形よせて帯ひろゝに御成おうまろめてむすみ
うゝ歩も大ゝさぐるも図前也云〳〵貞丈云今ハ腰を老る
あまりを七〳〵に成下る人あり古ハ如き事多
一御成次第古実に云公方様出御成御年五〇〇出時
ハ色を赤〳〵めされ也法年よりされ也なる次第〳〵に色薄
〳〵めされ也第〳〵少出云公方様出御成御紫打葉
以下不定也但正月ハ白きを云古ハ高倉殿ゟ調進法不様
法年よりされ也ハ何れの色もうすく成也
一今の世布の丞垂に家の紋付を大紋と名ぢく布丞垂ハ
鹿苑院殿義満公乃時より始也中ハ三光院内府実澄公
の記に見えたり布の丞垂ハ室町記に見えたり大紋と云
名西三条実東杉二見タリ又ゝ〳〵歩のひゝ光に家の紋をバ付る是ハ
布にあゝず結好也今の大紋の紋付結古の裏歩丞垂の紋の
付様をうゝ〳〵する也あるべき所大紋と素襖と付る物なれ
ども遠ゝ和あり紐菊とぞ高名クミノ緒十リ古の裏

室町記ニ云作方沛呼掘八幡宮法案殿中男折烏帽子ハ直垂布衣地巻案ハ紋相コキ案

ハ草を用紋の付而大紋も素襖袴も上ハ同〳〵事也大紋の袴ハ後腰を白絎よりまる故腰板の所ハ紋ハ有〳〵袴ハ同〳〵素襖ハ腰板の所ハ無〳〵紋を付る大紋ハあひ引ハ紋を亡庇のあるハ紋あり素襖ハ庇の所ハ紋あるてあひ引ハ紋所ハ大紋ハ袴の系股のあるハ左右ハ紋あり也有〳〵腰板の上のかゞ大紋ハ丸〳〵素襖ハかゞあり古の事也大紋の袴のあひ引ハ紋ハ庇のあるハ紋あり也

布直垂の事 三条西実澄公也 三光院内府記云鹿苑院殿ハ代眤近之人〳〵給布直垂ハ其以来諸家ハ用之ハ一向非本儀ハ雖然大臣家ハ恙給ハ当家公所卿為講釈平生祇候之条依出

塵芥月草の花の実ハ云別当ハ道の袖ハ〳〵ぬれぬまはわりあわ〳〵ふぬのひ〳〵れと云

○眤近之人〳〵とハ公方へ随眤〳〵之方事ハ用を兼ハ云歟花の事とハ

布衣記ニ云褐布直垂ニ赤草之ヒモ也云〳〵布衣記ハ永仁三年ニ書タル書也鹿苑院殿ヨリ七十三年以前也然レハ鹿苑院殿以前ヨリ有之也

平家物語ニ引キノ直垂見タリ

入魂ニ内〳〵ノ時給リ布直垂ハ統ル名有ハ恙来之由ハ恙故入道称名院右大臣拝任之上者家之儀為各別仍布之直垂相止了

惣別十六歳迄ハ諸家一同恙白絹直垂ハ色之直垂ヲハ不着之諸大夫同前ハ云〳〵是をうれハ布直垂ハ義満公の時代より始ル〳〵

一 曳柳ヒキカキの直垂ハ〳〵東鑑曽我物語ハ柳シブを引ル也

一 金箔ハク之平紋ヒヤウモンの直垂の事永享九年室町殿行幸記云帯刀十五番皆金箔ら平文之直垂ニ帯金太刀云〳〵きんぱくの平文とハ鞘を金みがき金みがきとハ金箔ハくだみたるを〳〵て家の紋を

国立国会図書館 タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

ぬ〻ひやうもんを付する也 平文(ヒヤウモン)とハ 豹文(ヒヤウモン)の事也ひやう
もんとハ垂素袍などの紋を云ふいろ〳〵なる也 今の加賀
紋と云ものごとく〳〵素〻ものゝ書に云一限のものハ垂
を金ぐりにして我紋を緑青(ロクシヤウ)すれ垂〻それを大帷
子に染て表裏あり又銀ごろもあり花洛和行事
記に云太刀帯(タチハキ)はきんぎん(金銀)のひやうもんの垂素袍を着る人
より垂の熱衣を銀みがき(銀ダミニスル)すれ紋は豹文を
付する銀箔すくだこうるを云也
一直垂(ヒタレ)狩衣(カリキヌ)などハいまゝハ無位無官の人中間小者なども素〻
けるも大的犬追物笠掛などの旧記を見て知るべし 今ハ武

家すべて侍従以上ハ垂巻四位の人ハ狩衣諸大夫ハ大紋を次
無位世俗の人布衣其次ハ素襖と御法を定られさりかゝ
るの事ハ近代ゆるかりて法式かゝる事也
一垂袖括袴(ソデグリ)の括のる時供故実云御供の時袴のそくを皆
よ入ひハ見まくゝ邪門の方をハそと括〻入ひもひべくひ乳
の方を入ひぬるもひ又表ハ方などの時もすねをばさのゝ
〻の左数ハ不可御ひくるを表ハ四五寸ばかりるべ
御ひ云〻按古代常装用の垂袖ハ袖口するもてなり
袴ものすべてごとあり〻と見めおのすべて考べし素極撮
諸大夫尾張大和守説云常の垂袖の端を袋縫

すて其内（袴を通して袖下）結ひ目此古実を失て今ハ
袖の下（本雲を付るなり）袴をとりてをもむる何れハ袴
のまゝ袋縫ふて其内に結を通しする物とんそう
されハ膝口をもむる所ハきやはんをすゝめ足くびしく
くる所ハきやはんを用ざるあるべし馬上所供の時ハ脇を用
るあるべし下括（ゲグリ）をするべし歩立（カチタチ）所供の時ハ上括（ジヤウグクリ）すべきや
はんを用るあるべし猟田記を考て二條澄書也古代ハ長
袴ハ所のまゝ長くしるハあきと見めこの時くゝり
あどするふ長過るハ不宜あるべし活供故実云もあるの下ハ
ちぢめあるの本儀なりと云

一歯垂差指の事武人談云正徳中近衛殿江戸ハ寓居（グウキヨ）を設ひ
頃（大樹公所望の故父子共ハ故）人ハ面々ハ指貫の上ハ歯垂
をうちかけて歯垂と同し地ハ細き帯を狩衣のあて腰の
めくるまゝ是歯垂の差指の本式あるべし歯垂のもて
を袴の内へ入てきこむハ本式あきまを云々 貞丈云
歯垂ハ元（モト）庶人（シヨジン）の服なれ共高位の人の服なれ共言伝
の人も内へ入てハ略儀の時差用せらるゝ事あり乍近情
殿も内へ入て差しあるべきされ共うち掛ハ差しあるゆ
うちかけて長袴ひし也本式の差指ハ袴ハ且下ハ括貫な
ま故上下具して差もるべハ遠ざ慮し

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t　ガラス使用

一素襖丈垂などの袖糸の方は表もんをとるゑんをとるこハひざをとりて糸
ゆるくなる　本式ハ右きるゆゑれども中を縫のゆゑよろしく
きかさやうはあるべきなり

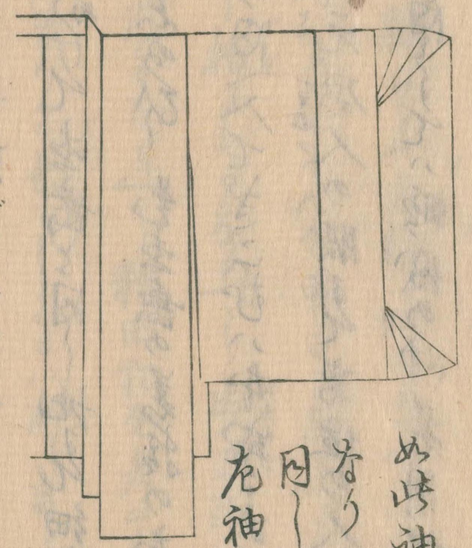

此図ハ補入也

ぬ時袖の糸の方をひざを取
なり事縫ても丈垂ても
図〜左右とも図〜るゆゑ
左袖計図をかゝもすく

一まち丈垂と云ハ出来合(デキアヒ)の丈垂のるゝまちハ侍ノ字也町の
字を用るハ非也　商人(アキンド)の方ハ仕立置て買(カヒ)ニ来る人

を待故まち丈垂と云まちかゞゝまちきゝ生まちのゝ生などゝ
皆図〜こと也

一加賀ぎぬの事武家ハ義ある古大的犬追物ゆゑ義〜ゝる
事田記ハ切ノ単(ヒトヘ)の狩衣あり素ある狩衣切ノ夏ハもゝ〜の
狩衣ハ裏切ノを用ゐ　今ハ武家ハ表ひとへかりぎぬを用ゐ　五位以上ハ織物
六位以下ハ無文を用ゐ　無文とハもんがゝるきも　色ハ定若年の時ハ浮文(ウケモン)
とゝもんがゝをうけ織ハ盛年(セイネン)の時ハ堅文(カタモン)とゝもん
ゝをちゝめて〜〜織也浮文ハもんがゝを繁(シゲ)〜堅文(カタモン)を
遠〜ゝる也　袖ゝゝハ十五歳未満(ミマン)ハ毛ぬきゝゝ　縄
右ノ糸をゝゝゝて用ゐる　左ノ方と右ノ方と並(ナラ)ノ目

国立国会図書館　タイトル『貞文雑記』　請求記号 210.09-I521t　ガラス使用

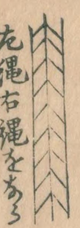

左縄右縄をあるづれバ ぬけ けぬき
をもつよりあるなり
是を毛抜形と云

毛抜（ケヌキ）の頭のめくみ合也若き人ハ薄平の組とてうすき平き
組（クミ）を用也（さげおの）ごとし〜老年の人ハ丸き組緒一ぢを用也組乃
色不定老年ハ色うすし〜狩衣之家方ハ色〜故実ハ
ゆ〜尋ぬべし〜

名目抄ニ布衣始ホウイハシメト訓アリホイトヨムハ不知ヨミ也

○狩衣ヲ布衣ト云ノ證書ハ役名ノ部布衣ノ役ノ条ニ記ス也布衣ト狩衣ヲ別ツハ今世江戸ニテノ一也分テ云ベキナラバ有文ノ狩衣無文ノ布衣ト云ベキ也

一

布衣と云も狩衣のるゐ古将軍家ハ系図あどの法供ハ
の役といふ事ハ狩衣を着し法服を持つ役也ゆえに太刀ハき
と云る事〜少也ハ常刀とあてたるもき（とものおびを）ハ今ハ織文（モンカラヲリ）ハ狩衣
と云後ハ布衣（ホイ）と云習せり古ハもぢて狩衣のるゐを
布衣と云又いま〜ハかりいと云今ハかりと云是今世江戸
武家の習ひ

狩衣ハ単狩衣も裏ある狩衣も袷ハ表と裏と同色あるをふしゝ色ハりぎぬと云也表と裏と色の違ふハ二重狩衣とハ云す表とうらの色よりて色〜の名あり右二重ハつぎぬのことハ布衣ハ見院古代永仁三年の書あり

布衣記ハ伏見院古代

○狩衣前

小狩衣ト云物ハ半尻のるゐ也ハつぎぬのるゐの一尺ばかりみじかきもの後白羽院宸記建保四年四月十八日ノ条云聊着小狩衣於東面壺西縁上北面等参有和歌沙汰云

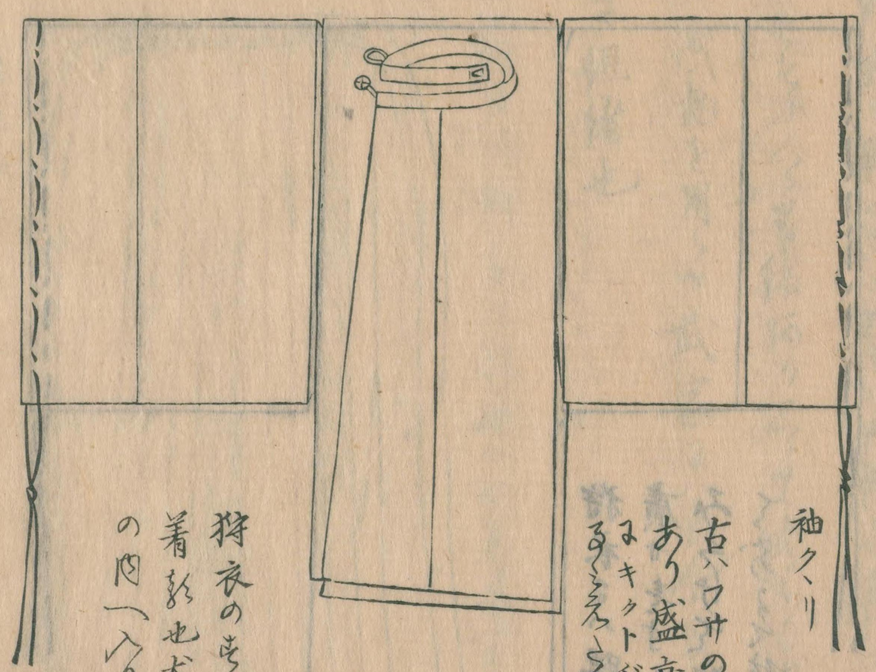

袖くゝり

古ハフサのキクトヂを付るもあり盛衰記ハ渡辺競ガ狩衣ハキクトヂ大きくらのるゐ

狩衣の袖をバ袴の外ニ出て着ル也犬追物あどの時ハ袴の内ニ入る也

国立国会図書館 タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

○狩衣後

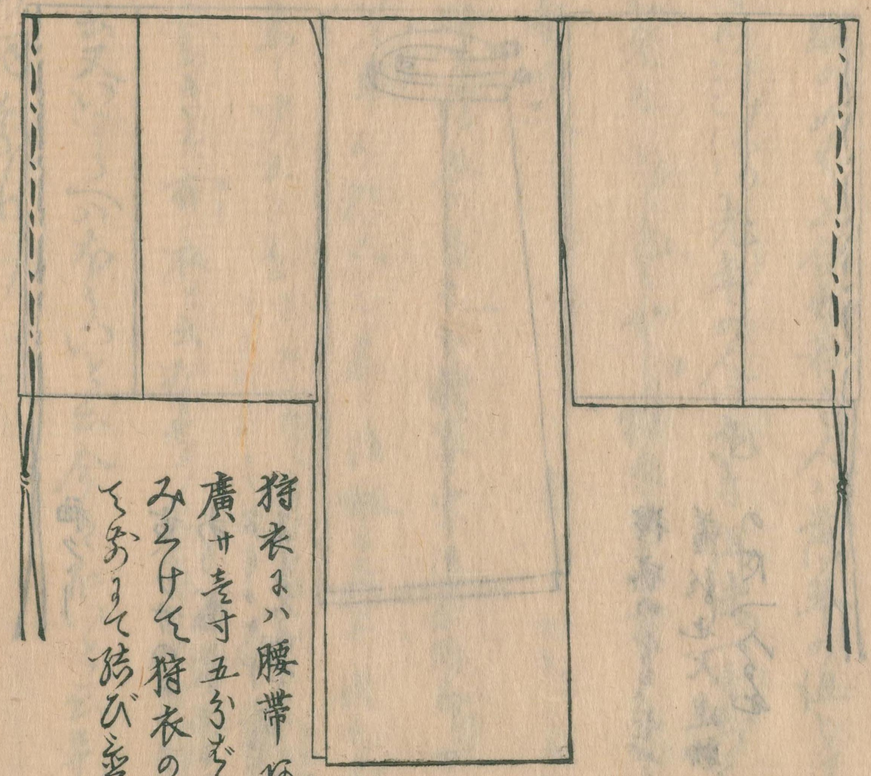

狩衣ハ腰帯ハなとともぎれなし
廣サ壱寸五分ぞのうへをたて
みをけて狩衣の上より後まへ
をまわして結ひ目あり単廻り也

一狩衣の時着る袴ハさしぬきと云袴也色ハ淺黄あり腰ハ上ハ
ざしあり中ほとに紐ありて袴紐あり此ハ平紐等文あり
公家ハ織物を用る武家ハめんぐらあきを用ひる
紐ハ白き組紐也

○指貫前（サシヌキノマヘ）

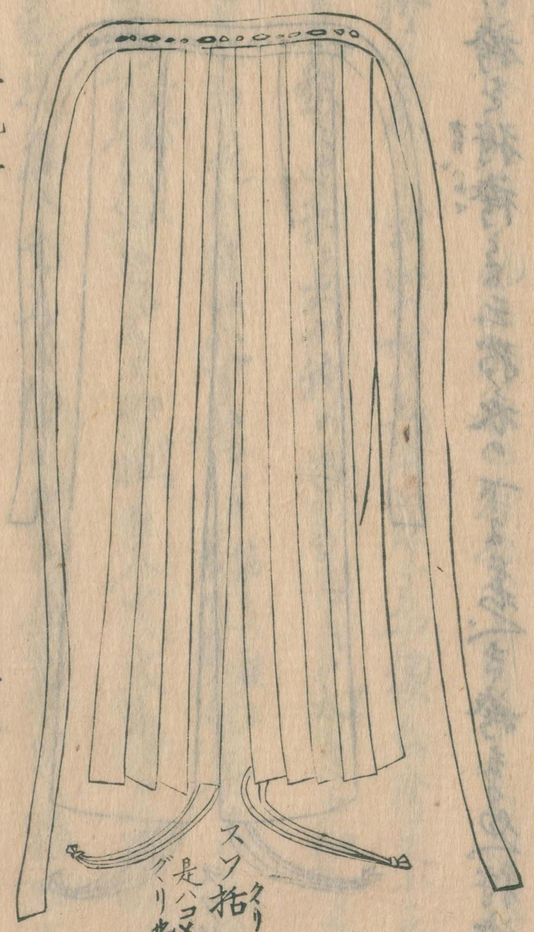

国立国会図書館　タイトル『貞丈雜記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

サシヌキノ袴ノスソニ穴ヲアケ紐ヲサシ通スヘシ狩衣ノ袖括ノ如シ是ヲ刺貫括ト云今ノ世ノ指貫ハ緒ヲサシヌカズシテスソヲ袋縫ニシテソノ袋ノ中エ緒ヲ入テ括ル也是ヲコメ括ト云ト也野宮定基卿説也

○指貫後

腰板十シ

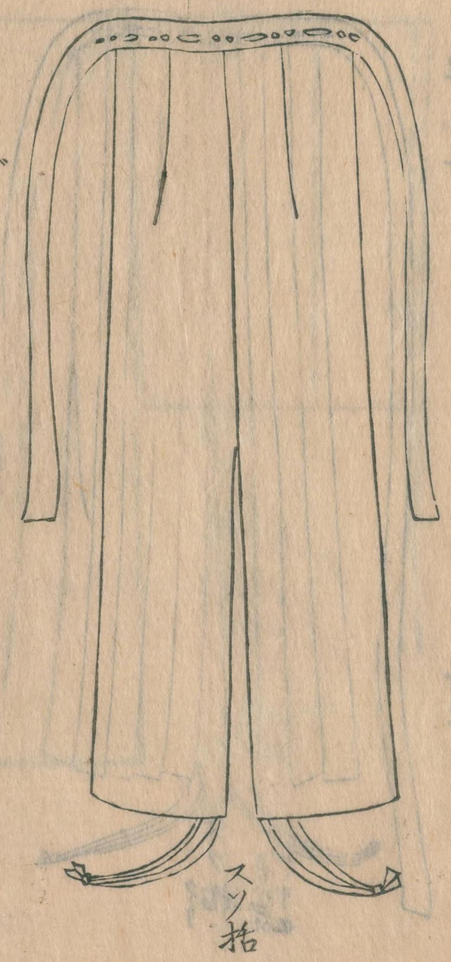

一指貫（サシヌキ）の袴を狩袴（カリバカマ）ともいふ狩衣の下はき袴ともいふ狩袴ともいふ是又布の括（クリ）袴也ともいふ袴をさしぬきあるべきなり

さしぬきの袴と云ふ和名抄ニ奴袴（佐師奴袴）乃波賀万（ノハカマ）漢語抄ニ云絹狩袴或云岐奴乃（キヌノ）加利（カリ）八加（ハカ）鬱（ウツ）とかくなり奴袴のよみを知らぬ人ヌハカマとよむハ誤也ヌバカマといふ名目ハなきなり

さしぬき

小奴袴と書るハ奴ハ奴僕（ヌボク）とて賤きめしつかひをいふ

高くくるぶしを上げて奴僕の走るを便り宜き故奴僕の為

にもとき袴といふ心形ち見る後ハ公卿の服ニ成て後徽猶

ホを用ひるなり

一小袴と云物古ハあり也佐云ハ云の指貫ニ同し其ちがハ素

襖ハ小袴を着し武士の所ハ上下とて素襖長袴又小素襖

を着するなり第一ハ小袴の名ハ大きの細きなるを

云ふ（まとゝ）ハ射ハ射ハ筋とハ横ハ筋を張る長サハ足のつぶ

ほ一尺近くなるとぎ射括（クリ）を入て大ゑどの所犬追物の事

ふくるをもつてもあつて手上ハものばきをとき此頃ハ足利時代

果花物語ニ云ふ

ての考ハ慶ハ小袴きてみちのくまるあり云々物語ニ云ハ小袴と云ハさしぬきのちがひなり

衣すて袴ぬぎ

着めしをいるを

武士の小袴とハ別なり

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

長袴の代ハ元和ハ紙ハ少もくひて長ハ地のまゝの時ハ足の
見へハ尾花ハ又云ハ長ハ又ふもとの広くさゝ山かぶの広ゝ
紋の多ハ丸ハ長くぬゝ花多ゝ云ハ小袴ハ紋ハ多ハ丸ハ

一 葛袴(クズ)と云ハ葛布ハ絹ハ指貫也ハ其のハ和ハ
絹のきれを縫つぎて袴を通ハ著都ハ云ハ
くられぬ大的の射ハ水干ハ袴を著ハ多大的の書
ハ見へハ云ハ七八ハ絹のうけハ

一 水干(スイカン)の多仕立狩衣のごとく袴ハ去垂のめ地ハ紗綾(シヤセイゴウ)好
練平絹(ネリヘイケン)ハ定ハ色ハ定ハ多ハ白を用ハ菊とぢハ絹(ツサ)を
ハひとへ菊の花のごとく平くして一面ハ二重ハ

古今著聞集巻八好色ノ部云紫金臺寺四宮ハ千ハと云四宮寺ハ紫金臺ハ多ハ中ハ紋彩の両面の水干ハ袖ハむすびハ衣の居ハをぬふたりける家の正ハでの袴をきたり云ハ面ハ表裏ハ云ハ又ハ人ハをもたゝハ

扶桑略記ハ天永年トアリ東鑑巻十三佐ハ義ノ水干ハ

一 所後ハ四所ハ紐ハ先組の結也きくとぢハ紐の色ハ定
茶の紐ハ元ハの上ハどハ付ハ後の紐ハ表ハ裏の後の其中ハ
付ハ茶紐短く後紐長し大的の時ハ紙朽葉水色ハの
水干人ハの年の程ハ人ハ深ハ紋ハ其ハの家の紋ハ
ハ大的の出ハ見へハ武家ハ紋ハ公家ハ紋
付ハ射ハ今時蹴鞠(マリ)の時水干ハ
出ハ乗ハ作ハ出ハ蹴鞠の水干ハ形ハ井ハ
ハ私ハ作ハ出ハ

一 水干官服ハ官位ハ人ハ多ハ物語巻十六伯
耆守注国ハ盗人を殺ハ物語ハ今昔物語巻十六伯
をひハ世ハ見ハ年三十ハ男のハ水干装

光大日水干之事新野間答野宮定基卿云凡水干とは平ハ甚しき膨流なる愚案所々成ひ出服ハ遊宴の服なれ雖其の儀なひ干の字水涯の涯有之ゆえ川遊逸なるを用るなり出来歟と存じ

来りしを引出すと又巻二十二觀硯上人在俗の時賊を助て絹布を得る物語に五十ばかりなるらしき男水干裝束して歩出の太刀帯て郎等世人并具して出あひて云の世平の男も五十平の男もぬし也古ハ皆人だるも五平を云ふ況や五人ハ程なく平ならんと推て知るべし水干ハ官服なるべ

一西三条裝束抄云水干狩衣も平絹なる又云ハ白布も何色にても大納言の時なれ共着用なし又陽明家近衛殿ハ大臣又若途の後も此絹を裝用ス尤不審也

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t

ガラス使用